

## 中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>ぎまがわ</small> 儀間川総合開発事業 (タイ原 <small>ばる</small> ダム) 沖縄県 (沖縄県 <small>しまじりぐんくめじまちょう</small> 島尻郡久米島町)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修(引堤)案が優位であり、総合的に評価した検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：儀間川総合開発事業(タイ原ダム)については、儀間川総合開発事業の一部(タイ原ダム)を中止するもの。